

令和3年度 西尾市特定不妊治療費助成制度のご案内

◆ 申請時期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ただし、愛知県特定不妊治療費助成事業の承認を受けた日から2か月以内

◆ 対象者 次の①～③全ての条件を満たす方

①申請時及び治療期間内に申請者が西尾市に住所があり、婚姻関係が継続している夫婦
または事実上婚姻状態にある男女

②特定不妊治療しか妊娠の見込がないと医師に診断された方

③愛知県特定不妊治療費助成事業を受けた方

※愛知県特定不妊治療費助成事業については、愛知県西尾保健所へお問合せください。

◆ 助成対象治療

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）、特定不妊治療に付随して行われた男性不妊治療

◆ 実施医療機関

愛知県が指定する医療機関

◆ 助成金額

1組の夫婦等に対して、自己負担額から愛知県特定不妊治療費助成金を控除した額で、次の(1)(2)を上限に助成。（千円未満は切り捨て）

ただし、初回の治療に限り、20万円を上限に助成（男性不妊治療は除く）

(1) 次の①②の治療の場合は、1回の治療につき7万5千円を上限に助成

①以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

②採卵した卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため治療を中止

(2) (1)の①②以外の治療または、特定不妊治療に付随して行われた男性不妊治療の場合は、1回の治療につき15万円を上限に助成

◆ 申請の流れ

①愛知県の「特定不妊治療費助成事業承認決定通知書」が手元に届く

※決定通知書の日付から**2か月以内**に書類の提出をしてください。

②西尾市保健センターへ書類の提出

- ▶ **申請場所** 西尾市保健センター
(住所：西尾市熊味町小松島32番地)
※市役所・支所・西尾市吉良保健センターでは受付できません。
- ▶ **受付時間** 平日の午前8時30分から午後5時まで

次の書類を提出してください。様式は、保健センター窓口でお渡ししています。
また、市ホームページからもダウンロードできます。

<申請に必要なもの>

- 西尾市特定不妊治療費等助成金支給申請書兼請求書
- 愛知県の「特定不妊治療費助成事業承認決定通知書」の写し
- 愛知県の「特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の写し

③提出書類の審査・助成金の振込

審査終了後、概ね1か月後に振込みます。

申請・問合せ先

西尾市健康課（西尾市保健センター内） 電話（0563）57-0661

！注意！

愛知県特定不妊治療費助成事業については、愛知県西尾保健所へお問合せください。

電話（0563）56-5241